

○筑波大学附属病院総合がん診療センターの組織及び運営に関する細則

〔平成19年6月25日〕
附属病院細則第21号

改正 平成19年附属病院細則第26号
平成21年附属病院細則第2号
平成24年附属病院細則第14号
平成25年附属病院細則第41号
平成28年附属病院細則第61号
平成30年附属病院細則第4号
平成30年附属病院細則第31号
平成31年附属病院細則第42号
令和元年附属病院細則第6号
令和2年附属病院細則第18号

筑波大学附属病院総合がん診療センターの組織及び運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この附属病院細則は、筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程（平成16年附属病院規程第1号。第3条において「病院組織等規程」という。）第19条の規定に基づき、総合がん診療センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターにおいては、次の業務をつかさどる。

- (1) 附属病院における先進的がん治療の標準化に関すること。
- (2) 附属病院における世界最先端のがん治療の開発及び推進に関すること。
- (3) 附属病院における医師、看護師、薬剤師等のがんに係る医療に携わる人材（第7号において「がん専門医療人」という。）の育成に関すること。
- (4) 附属病院で推進するがんに関する臨床研究に関すること。
- (5) 附属病院のがん患者の登録（以下「院内がん登録」という。）に関すること。
- (6) 地域医療機関とのがん診療上の連携及びその推進に関すること。
- (7) 地域医療機関のがん専門医療人の教育・研修の実施に関すること。
- (8) がん患者の相談及び医療支援に関すること。
- (9) がん診療及び予防に係る啓発活動及び情報提供に関すること。
- (10) がんゲノム医療に関すること。
- (11) がん生殖医療に関すること。
- (12) その他がん診療に係る業務に関すること。

(センター副部長)

第3条 病院組織等規程第12条第4項の規定に基づき、センターに副部長2人を置く。

2 センター副部長は、センター部長を補佐し、前条に規定するセンターの業務を整理する。

(運営会議)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター部長
- (2) センター副部長
- (3) 臨床医学を専門とする大学教員のうちから医学医療系長が推薦する者 1人
- (4) 放射線部の職員のうちから放射線部長が指名する者 1人
- (5) 医療情報部長の推薦に基づき附属病院長が指名する者 1人
- (6) 診療施設（センターを除く。）及び診療科に所属する大学教員のうちから附属病院長が指名する者 若干人
- (7) 薬剤部の職員のうちから薬剤部長が指名する者 1人
- (8) 看護部の職員のうちから看護部長が指名する者 1人
- (9) 病院総務部医療支援課長
- (10) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人

3 運営会議に議長を置き、センター部長をもって充てる。

4 議長は、運営会議を主宰する。

5 議長に事故があるときは、センター副部長がその職務を代行する。

第5条 前条第2項第4号から第8号まで及び第10号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部門)

第7条 センターにその業務を分掌させるため、次に掲げる部門を置く。

- (1) 院内がん登録部門
- (2) 臨床治療部門
- (3) 臨床教育部門
- (4) がんゲノム医療部門
- (5) 臨床研究部門
- (6) 地域連携部門
- (7) がん患者相談・支援部門
- (8) がん生殖医療部門

2 院内がん登録部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) がん患者の診断及び治療に係るがんの登録に関すること。
- (2) がん患者の予後調査に係る情報の登録に関すること。
- (3) 院内がん登録情報の集計に関すること。
- (4) 院内がん登録情報の集計結果の管理及び附属病院内への情報提供に関すること。

- (5) がん治療成績の解析、データ集積及びその管理に関すること。
 - (6) 茨城県地域がん登録事業に係る予後情報の管理及び附属病院への情報提供に関すること。
 - (7) その他院内がん登録に係る業務に関すること。
- 3 臨床治療部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 患者本位のがん診療提供のための各診療科横断型システムの構築とその運営に関すること。
 - (2) キャンサー・ボード（各専門医が一同に集まり、治療法を包括的に議論する場をいう。）の開催、記録等に関すること。
 - (3) 公開型のがん関連の講演会、研修会等の開催に関すること。
 - (4) 各診療科における標準化学療法のプロトコール（実験又は治療などの手順をいう。）のマニュアル化に関すること。
 - (5) 抗がん剤等の適応外使用など各種がん関連のガイドラインの整備に関すること。
 - (6) 外来化学療法室における診療科間のがん治療計画の企画及び運営並びに外来診療に係る調整に関すること。
 - (7) その他臨床治療に係る業務に関すること。
- 4 臨床教育部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) がん治療認定医、各領域がん専門医等の取得に係る教育支援に関すること。
 - (2) がん専門薬剤師、がん専門看護師等の養成に関すること。
 - (3) その他臨床教育に係る業務に関すること。
- 5 がんゲノム医療部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 遺伝子パネル検査等に関すること。
 - (2) 遺伝カウンセリング等他部門との連携に関すること。
 - (3) 他関係機関との連携に関すること。
 - (4) がんゲノム医療に係るデータ管理に関すること。
 - (5) その他がんゲノム医療に係る業務に関すること。
- 6 臨床研究部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) がん治療に係る治療法の研究開発並びに臨床試験の計画及び実施に関すること。
 - (2) がん治療に係る治験の推進の支援に関すること。
 - (3) その他臨床研究に係る業務に関すること。
- 7 地域連携部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 地域がんセンター及び地域がん診療連携拠点病院との診療上の連携の統括に関すること。
 - (2) 地域医療機関を対象とするがん診療等に係る広報活動に関すること。
 - (3) その他地域連携に係る業務に関すること。
- 8 がん患者相談・支援部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) がん患者のセカンドオピニオン外来に関すること。
 - (2) がん患者の在宅緩和療養の支援に関すること。
 - (3) がん患者及び地域医療機関等との連携に関すること。
 - (4) がん患者を対象とするがん診療等に係る広報活動に関すること。
 - (5) その他がん患者の相談及び支援に係る業務に関すること。
- 9 がん生殖医療部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 化学療法等治療患者の精子、卵子の凍結保存等に関すること。
 - (2) 関係医療機関等との連携に関すること。
 - (3) その他化学療法等治療患者の妊孕に係る業務に関すること。

(委員会)

第8条 運営会議に、センターの業務に関する事項についての審議を分掌させるため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 院内がん登録委員会
- (2) 総合がん診療センター実行委員会
- (3) がん患者相談・支援委員会
- (4) がんゲノム医療委員会
- (5) がん生殖医療委員会

(院内がん登録委員会)

第9条 院内がん登録委員会（以下この条において「登録委員会」という。）は、院内がん登録部門の業務に関する事項を審議する。

- 2 登録委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) がん関連診療科に所属する大学教員のうちから、当該診療科長の意見を聴いて附属病院長が指名する者 20人以内
 - (2) 第4条第2項第5号に規定する者
 - (3) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人
- 3 登録委員会に委員長を置き、センター部長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、登録委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(総合がん診療センター実行委員会)

第10条 総合がん診療センター実行委員会（以下この条において「実行委員会」という。）は、臨床治療部門、臨床教育部門、臨床研究部門及び地域連携部門の業務に関する事項を審議する。

- 2 実行委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) がん関連診療科に所属する大学教員のうちから、当該診療科長の意見を聴いて附属病院長が指名する者 20人以内
 - (2) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人
- 3 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、センター部長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、実行委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(がん患者相談・支援委員会)

第11条 がん患者相談・支援委員会（以下この条において「相談等委員会」という。）は、がん患者相談・支援部門の業務に関する事項を審議する。

- 2 相談等委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) がん関連診療科に所属する大学教員のうちから、当該診療科長の意見を聴いて附属病院長が指名する者 20人以内
 - (2) 医療福祉支援センター部長の推薦に基づき附属病院長が指名する者 1人
 - (3) 緩和ケアセンター部長の推薦に基づき附属病院長が指名する者 1人
 - (4) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人
- 3 相談等委員会に委員長を置き、センター部長が指名する委員をもって充てる。

- 4 委員長は、相談等委員会を主宰する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(がんゲノム医療委員会)

第12条 がんゲノム医療委員会（以下この条において「ゲノム委員会」という。）は、がんゲノム医療部門の業務に関する事項を審議する。

- 2 ゲノム委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) がんゲノム関連診療科に所属する教職員のうちから、当該診療科長の意見を聴いて附属病院長が指名する者 20人以内
 - (2) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人
- 3 ゲノム委員会に委員長及び副委員長を置き、センター部長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、ゲノム委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(がん生殖医療委員会)

第13条 がん生殖医療委員会（以下この条において「生殖医療委員会」という。）は、がん生殖医療部門の業務に関する事項を審議する。

- 2 生殖医療委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) がん生殖医療関連診療科に所属する教職員のうちから、当該診療科長の意見を聴いて附属病院長が指名する者 20人以内
 - (2) その他附属病院長が特に必要と認めた者 若干人
- 3 生殖医療委員会に委員長及び副委員長を置き、センター部長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、生殖医療委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第14条 第9条第2項第1号及び第3号、第10条第2項、第11条第2項、第12条第2項並びに前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(事務)

第15条 センターの事務は、病院総務部医療支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この附属病院細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この附属病院細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平19.9.10附属病院細則26号)

この附属病院細則は、平成19年9月10日から施行する。

附 則（平21. 1. 19附属病院細則2号）

この附属病院細則は、平成21年1月19日から施行する。

附 則（平24. 3. 29附属病院細則14号）

この附属病院細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 5. 13附属病院細則41号）

この附属病院細則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平28. 12. 26附属病院細則61号）

この附属病院細則は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平30. 1. 22附属病院細則4号）

この附属病院細則は、平成30年1月22日から施行する。

附 則（平30. 3. 26附属病院細則31号）

この附属病院細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 2. 25附属病院細則42号）

この附属病院細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元. 7. 23附属病院細則6号）

この附属病院細則は、令和元年7月23日から施行する。

附 則（令2. 2. 27附属病院細則18号）

この附属病院細則は、令和2年4月1日から施行する。